

大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)_新旧対照表(抜粋)

| 現行 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 橋、トンネル、高架構造物、植樹帯及び分離帯</p> <p>(2) 石垣及び<u>よう壁</u>の類</p> <p>(3) 街路樹、路傍樹及びその支柱</p> <p>(4) 信号機(制御機その他の附帯設備を含む。)、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、駒止めの類及び里程標の類</p> <p>(5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの</p> <p>(6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら</p> <p>(7) 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス</p> <p>(8) 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔</p> <p>(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類</p> <p>(10) 銅像、神仏像及び記念碑の類</p> <p>(11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定する物件</p> <p>2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に掲げるものを除く。)並びに路線バスの停留所の上屋及び停留所標識には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。</p> <p>3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。</p> <p>(新設)</p> | <p>(禁止物件)</p> <p>第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 橋、トンネル、高架構造物、植樹帯及び分離帯</p> <p>(2) 石垣及び<u>擁壁</u>の類</p> <p>(3) 街路樹、路傍樹及びその支柱</p> <p>(4) 信号機(制御機その他の附帯設備を含む。)、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、駒止めの類及び里程標の類</p> <p>(5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの</p> <p>(6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら</p> <p>(7) 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス</p> <p>(8) 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔</p> <p>(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類</p> <p>(10) 銅像、神仏像及び記念碑の類</p> <p>(11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定する物件</p> <p>2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に掲げるものを除く。)並びに路線バスの停留所の上屋及び停留所標識には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。</p> <p>3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。</p> <p>(点検)</p> <p>第13条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定</p> |

(管理者の設置)

第20条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の長又はその指名する職員
- (3) 学識経験者
- (4) 広告業者
- (5) 市の職員

めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関(法第10条第2項第3号イの登録試験機関をいう。以下同じ。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。

(管理者の設置)

第20条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の長又はその指名する職員
- (3) 学識経験者
- (4) 広告業者
- (5) 市の職員

(追加)

(6) その他市長が必要と認める者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の第13条の2第2項の規定は、適用しない。